

大浜小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月3日

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題は、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応し、いじめに向かわせないための未然防止、被害を最小限にするための早期発見、早期対応に取り組む。

2 いじめ対策のための組織の設置

(1) 管理職、教務主任、情報集約担当、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭等からなる、いじめ防止等の対策のための校内いじめ対策委員会を設置し、定期的に開催する。

(2) いじめ問題の未然防止や早期対応等の必要に応じて、校内いじめ対策委員に加え、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー等で構成する拡大いじめ対策委員会を設置する。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

(2) 人権教育、道徳教育の充実

(3) 児童会活動の充実

(4) 愛の1・2・3運動＋1の実施

(5) 相談体制の整備

(6) インターネット等でのいじめ対策

(7) 中学校区での連携協力体制の整備

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

(2) 定期的な教育相談、アンケートの実施

(3) 児童への目配り及び児童からの情報収集

(4) 教職員間の情報交換

5 いじめ問題への早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合には、いじめ対策委員会及び必要に応じ、拡大いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

(3) 再発防止のために、いじめを行った児童への指導及び保護者への助言を継続的に行うとともに、いじめを受けた児童・保護者が安心して登校できるよう必要な措置を行う。

(4) 犯罪行為にあたる事案については、教育委員会及び警察と連携して対処する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

・ いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

・ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

・ 児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

・ 重大事態が発生した旨を、教育委員会へ速やかに報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。（別紙2「玉名市いじめ防止基本方針」組織・対応フローを参照）

・ 上記組織を中心にして、事実関係についての調査を実施するとともに、関係機関と連携しながら、いじめを受けた児童・保護者に対して必要な情報を適切に提供する。